

上富田町指定管理者制度運用指針

令和7年10月【第2版】

上富田町

目 次

I	運用指針の目的	1
II	指定管理者制度について	1
1.	指定管理者制度の導入に関する基本的事項	1
(1)	指定管理者制度の積極的な活用	1
(2)	透明性・公平性の確保	1
(3)	指定管理者制度の対象とする業務等	1
(4)	指定期間	1
(5)	指定管理料	1
III	指定管理者の募集・選定	2
1.	公募の原則	2
2.	非公募による選定	2
3.	公募手続	2
(1)	公募方法	2
(2)	公募期間	2
(3)	募集要項	3
(4)	申請資格	3
(5)	周知方法	4
(6)	現地説明会の開催及び質問の受付・回答	4
4.	指定管理者候補者の選定手続	4
(1)	選定委員会の設置	4
(2)	選定委員会の所掌事務	4
(3)	選定委員会の組織	4
(4)	審査基準	5
①	選定の基準	5
②	提案の失格	5
(5)	審査方法	5
(6)	指定管理者候補者の決定	5
(7)	応募団体が1団体のみである場合	6
(8)	選定結果	6
(9)	指定管理者の指定	6
①	指定の議決	6
②	債務負担行為の議決	6
③	指定管理者の指定	6

④協定書の締結	6
⑤業務の引継	6
IV 指定管理者制度導入後の対応	7
1. 管理業務の確認	7
2. 報告、調査及び指示	7
3. 指定の取消及び管理業務の停止	7
V 施行期日等	7
1. 施行期日	7
表1 指定管理導入までの標準的なスケジュール	8

I 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づく公の施設の指定管理者制度について、事務処理の基本的な方針を定めるものである。

II 指定管理者制度について

1. 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

(1) 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを主な目的とするものであり、このことを十分に認識し、制度を積極的に活用するものとする。

(2) 透明性・公平性の確保

指定管理者制度の導入手続においては、常に透明性・公平性を確保するとともに、幅広く民間事業者等の参画が得られるよう配慮するものとする。

(3) 指定管理者制度の対象とする業務等

指定管理者に行わせる業務範囲は、条例に規定すべき事項であるとともに、指定管理者の公募等を行う際の募集要項や仕様書等の基本となるものであるため、十分な検討が必要である。

制度の趣旨より、施設の管理を指定管理者に包括的に行わせることが基本となることから、法令で町が行うこととされている業務等を除き、施設の使用許可も含め、指定管理者に行わせることのできる業務は、原則としてすべて委ねることとする。ただし、指定管理者に使用の許可等を行わせる場合には、施設の設置条例に規定を設けるとともに許可の基準や手順を明確にする必要がある。

(4) 指定期間

指定管理者の指定の期間は、町民サービスの継続性と安定性を確保しつつ、管理の効率化や競争性を確保する観点から、原則として 5 年とする。

ただし、設置目的や業務内容、サービスの継続性・安定性等の理由により、この期間を延長又は短縮することができるものとする。

(5) 指定管理料

現行の施設運営経費を精査するとともに、施設運営のあり方、代行させる業務の範囲、指定管理者に求める成果などを総合的に勘案し、適切な金額を設定する。

なお、指定管理料は、債務負担行為[※]設定額の範囲内において年度ごとに定める。

債務負担行為 予算は単一年度で完結するのが原則であるが、1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合に、あらかじめ、後の年度の債務を約束することを予算で決めること。

例えば、指定管理者と 5 年度にわたる協定を締結する場合に、1 年度目***円、2 年度目***円、3 年度目***円、4 年度目***円、5 年度目***円として、全体の期間と負担額を確定させ、2 年度目以降の「負担＝支出」を約束すること。

Ⅲ 指定管理者の募集・選定

1. 公募の原則

指定管理者は、制度の趣旨及び目的より、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ、経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいと考えられるため、原則として公募するものとする。

2. 非公募による選定

施設の性格、規模、機能、経緯等を考慮し、適正な運営を確保するために必要と認められる次のような場合には、公募によらない選定とすることも可能とする。

- ① 町行政と一体性が強く、町の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ② 特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ③ 地域人材の活用のため、又は地域密着型の施設であって、当該地域の公共的団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ④ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ⑤ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要が生じた場合
- ⑥ 指定管理者として施設を管理運営している団体を、引き続き指定することにより、事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスの向上等に対して高い効果が期待できる場合
- ⑦ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

ただし、非公募による場合でも、選定しようとする団体から施設の管理方針の提出を求め、提出された事業計画等を多面的に評価する機会を確保するものとする。

3. 公募手続

(1) 公募方法

指定管理者の公募は、原則として、施設ごとに行うものとする。

ただし、サービスの向上、経費の縮減、管理運営の一体性の観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と認められる場合は一括して公募することができるものとする。

(2) 公募期間

周知や手続きに十分な期間を確保する必要があるため、公募の期間を2箇月間程度確保するものとする。

また、公募期間終了後の指定管理者候補者の選定作業や議会の議決、協定締結のための協議、業務の引継ぎ等に十分な期間を確保する必要があることを考慮して、公募の開始時期を適切に設定するものとする。

(3) 募集要項

指定管理者を公募する場合は、施設の所管課において、施設の管理運営に必要な事項が記載された募集要項及び事業内容等を詳細に記載した仕様書を作成するものとする。なお、非公募による場合は、仕様書のみ作成するものとし、当該団体に対しては、他の募集要項に準じた申請書類を作成させるものとする。

募集要項の作成に当たっては、応募者が施設の目的や事業内容等を十分に理解し、その経営ノウハウを活かして柔軟な発想で提案を行うことができるよう、また、指定管理者の選定に係る透明性を高める観点から、募集要項には、原則として次の内容を記載するものとする。

- ① 指定管理者募集の目的
- ② 施設の概要
- ③ 基本方針
- ④ 関係法令等の遵守
- ⑤ 指定期間
- ⑥ 指定管理者が行う業務
- ⑦ 業務の再委託
- ⑧ 指定管理料
- ⑨ 申請資格
- ⑩ 欠格事項
- ⑪ 選定審査対象からの除外
- ⑫ 危険負担
- ⑬ 管理口座
- ⑭ 申請の手続き
- ⑮ 提出
- ⑯ 書類選定審査方法及び選定結果の通知
- ⑰ 指定管理者の指定
- ⑱ 評価の公表
- ⑲ 問い合わせ先
- ⑳ その他必要事項

(4) 申請資格

指定管理者の申請資格は、次に掲げる要件のいずれをも満たす法人その他の団体とする。なお、施設の特性・状況等を踏まえ、さらに要件を加えることができる。

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本町又は他の地方公共団体から指定を取り消された場合にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本町における入札参加を制限されていないこと
- ③ 本町からの指名停止措置を受けていないこと
- ④ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人

を含む。)のうち、次に該当する者がいないこと

- i. 破産者で復権を得ない者
 - ii. 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - iii. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続開始の申立てがなされていないこと
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
 - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと
 - ⑧ 町民税に係る徴収金について未納の徴収金がないこと

(5) 周知方法

指定管理者の公募に当たっては、募集要項を町ホームページに掲載する等、広く周知を行うものとする。

(6) 現地説明会の開催及び質問の受付・回答

応募予定者に施設の情報を提供するため、必要に応じて現地説明会を開催するものとする。

また、一定期間内に、応募予定者からの質問を受け付けることとし、その回答はすべての応募予定者に回答することとする。

4. 指定管理者候補者の選定手続

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を選定するに当たっては、応募者から提出された申請書等を審査し指定管理者の候補者を選定する選定委員会を設置するものとする。

(2) 選定委員会の所掌事務

選定委員会の所掌事務は、町長又は教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定に関する事項を審査することとする。

(3) 選定委員会の組織

選定委員会は、識見を有する者、町の職員及び町長が必要と認める者により構成するものとする。

なお、選定委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と直接の利害関係を有するときは、当該法人その他の団体の事案についての審査に加わることはできないものとする。

その他、選定委員会の会議運営等については次のとおり定めるものとする。

- ① 委員会の会議は、委員の率直な発言と活発な意見交換を確保する観点から、非公開とする。
- ② 選定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も

同様とする。

- ③ 委員長は、会議の日時及び場所、会議に出席した委員、議事の内容、その他必要な事項を記録した会議録を作成しなければならない。

会議録には、委員長及び委員において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

会議録の公開については、町のホームページにて公表するものとする。

なお、委員の発言は個人を特定しない形式により表記するものとする。

- ④ 委員氏名については、指定管理者が最終決定するまでは、意思決定の中立性を確保する観点から非公表とする。

(4) 審査基準

① 選定の基準

次に示す各施設に共通する選定基準を踏まえ、施設の規模や特性に応じて、選定基準及び審査項目を定め、募集要項に明示するものとする。

- i. 設置目的等を理解した管理運営方針であること。
- ii. 施設利用者の平等な利用の確保が図られること。
- iii. 施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。
- iv. 施設の適切な維持管理が図られること。
- v. 人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、施設の管理を安定して行う体制であること。
- vi. 施設の管理に係る経費の縮減が図られること。

② 提案の失格

応募者からの提案では、施設の適正な管理を確保することができないと認められる場合は、総合得点による評価を行うことなくその提案を失格とすることができるものとする。

(5) 審査方法

選定委員会では、募集要項に基づき提出された書類の審査、また必要に応じてヒアリング等を行い、選定委員が個別に採点し各委員の採点を合計した総合得点をもとに指定管理者候補者を決定するものとする。

なお、第2順位以下の者を予備候補として選定しておくことができるものとする。

また、選定委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、候補者なしとすることができる。

(6) 指定管理者候補者の決定

選定委員会は、指定管理者候補者の選定後、速やかにその結果を町長又は教育委員会に報告するものとし、報告を受けた町長又は教育委員会は、その内容を尊重して指定管理者候補者を決定するものとする。

（７）応募団体が１団体のみである場合

応募団体が１団体のみである場合で指定管理者を選定する場合であっても、募集要項に定めた選定基準等により選定委員会において当該団体を審査するものとする。

（８）選定結果

選定結果は、応募者全員に通知するとともに、町のホームページへの掲載により公表するものとする。但し、指定管理者以外の応募者を特定しない形式により表記するものとする。

（９）指定管理者の指定

① 指定の議決

指定管理者の指定を行うためには、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
(法第 244 条の 2 第 6 項)

なお、指定議案に明記すべき事項は次のとおりである。

- i. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ii. 指定管理者に指定する団体の名称
- iii. 指定の期間

② 債務負担行為の議決

複数年度にわたる指定期間を設けて、複数年度にわたる協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を受けるものとする。ただし、利用者からの料金収入のみで運営され町の経費の支出を伴わない場合はこの限りでない。

なお、債務負担行為の議決を得る時期については、指定管理者が指定されてはじめて町が債務を負担することになるため、指定管理者を指定するまでに債務負担行為を設定するものとする。

③ 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、議会の議決後、速やかに行うものとする。

④ 協定書の締結

施設所管課は、議会での指定議案の議決後において、指定管理者と業務の範囲や支払う指定管理料等の細目的事項を定めるため、指定管理者との間で協定書を締結するものとする。

協定書は、原則として、指定期間を通じた全般的な事項を定める包括協定書と単年度ごとの詳細事項を定める年度協定書の二段階に分けて締結するものとする。

⑤ 業務の引継

施設所管課は、指定管理者と指定管理業務の開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行うこととし、その経費については、指定管理者の負担とする。

また、当該施設の指定管理者は、指定期間の終了、指定の取消し等により、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

Ⅳ 指定管理者制度導入後の対応

指定管理者制度では、複数年度にわたり施設の管理を民間事業者に委ねることから、指定期間中の適正な管理を確保するため、施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかなどについて監視し評価を行うとともに、必要に応じて指導・助言等を行う必要がある。これら一連の取組（モニタリング）については、次のとおりとするが、具体的な方法等については、別途定めることとする。

1. 管理業務の確認

指定管理者に対しては、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を提出させる。

また、施設管理に関して事故が発生した場合等は、直ちに報告を行わせるとともに適切な指示を行うものとする。

2. 報告、調査及び指示

指定管理者に対しては、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、施設管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。所管課は常日頃から指定管理者の業務について確認を行い、適切な指導に努める。

3. 指定の取消及び管理業務の停止

指定管理者の業務履行状況の確認を通じて、条例に定める取消事由に相当する事実が認められた場合には、指定期間内であっても、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、町は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

Ⅴ 施行期日等

1. 施行期日

附 則

この指針は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

表 1 指定管理導入までの標準的なスケジュール

実施年度	内 容
導入前々年度	①指定管理者制度導入の適否の検討
導 入 前 年 度	②更新制度適用施設における更新の可否判断＜4月＞ ・指定管理者選定委員会
	③当該施設設置条例の制定、改正等＜6月議会＞ ・管理の基準（使用制限の要件等） ・業務の範囲（施設の維持管理、事業内容、使用許可等） ・（必要により）利用料金に関する事項
	④募集要項案及び選定基準案等の審査＜8月＞ ・指定管理者選定委員会
	⑤指定管理者の募集＜9月上旬～10月下旬 2ヶ月間＞ ・募集要項の公表（町ホームページ）（9月上旬） ・現地説明会（10月中旬） ・質問の受付・回答（10月上旬・11月上旬）
	⑥申請受付＜9月上旬～10月下旬＞
	⑦指定管理者候補者の選定・決定＜11月＞ ・指定管理者選定委員会 ・指定管理者候補者等と細目協議
	⑧指定管理者指定議案、債務負担行為設定議案の提出＜12月議会＞ ・公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間 ・指定期間内に支払う管理費用に係る債務負担行為の議決
	⑨指定の通知、告示、協定締結＜12月議会後＞ ・指定管理者として指定する旨の通知 ・指定管理者の指定について告示 ・指定管理者と協定締結
	⑩予算案の提出＜3月議会＞ ・指定管理料の歳出予算
	⑪管理業務の開始＜4月～＞
導入年度	⑫事業報告、業務の調査等 ・事業報告書の確認 ・モニタリングの実施